

菓子製造業従事証明書の記入について

菓子製造業従事証明書は、製菓衛生師試験受験資格の認定に必要な重要書類です。従事証明に当たっては、特に次の事項に注意してください。

※ **虚偽の記載をした受験願書や菓子製造業従事証明書を提出したことが判明した場合は、受験及び合格を取り消すことがあるとともに、有印私文書偽造等の罪にも問われることがあります。**申請後、保健所等の担当者から、内容確認等の電話をさせていただく場合があります。

1 次のような菓子製造業の従事は、製菓衛生師試験の受験資格として認められません。

- (1) 菓子製造業に勤務する事務員、運転手、門衛等
- (2) レストラン、ホテルなどの飲食店営業において、その営業所内で客に提供するパン、ケーキなどの製造に従事している者等、**菓子製造業の許可がない施設で菓子製造に従事する者。**
- (3) パート、アルバイト等非常勤である場合（ただし、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務に2年以上従事している場合は受験可能です。）

2 記入上の注意事項

(1) 証明者は、次のとおりとしてください。

ア 証明者は原則1名で、受験者が従業員の場合は**営業者とする（営業者でない店長、工場長、支配人等の証明ではありません。）**。

イ 受験者本人が営業者の場合は、加入している菓子製造業者により組織されている組合の長とする。ただし、組合に加入していない場合、証明者は2名とし、そのうち1名は同業者であること。

（注）受験者と証明者が同一人、配偶者若しくは二親等以内の血族（親子、兄弟姉妹、祖父母、孫）の場合又は廃業等の理由により元の営業者がいない場合は、第三者（菓子工業組合、食品衛生協会等の所属する食品営業関係団体の長又は同業者（菓子製造業の許可を有する者））が証明してください。

(2) 証明に用いる印は、次のとおりとしてください。

ア **証明者が個人の場合：印鑑登録された印（実印）**

イ **証明者が法人の場合：法務局に登録してある職印（代表取締役印、社長印、代表社員印、理事長印等。代表者等個人の実印ではありません。また、会社印、組合印、団体印は職印ではありませんので、注意してください。）**

(3) **誤記の訂正は、証明に用いた印で訂正印を押印してください（異なった印影の訂正印を押印した場合や修正液等による訂正では、証明が無効となります。）**。なお、**証明者が2名の場合、訂正印も2名分必要となります。**

(4) 菓子製造業の従事期間の計算で、1か月未満は切り捨ててください。

(5) 複数の従事施設での従事期間を通算して菓子製造業従事期間が2年以上となる場合は、その従事施設ごとに菓子製造業従事証明書が必要になります（様式を未記入の状態ですべて複写して使用してください。）。

(6) 施設許可について、**許可年月日等は最新の営業許可書のものを記載してください。**

(7) 菓子製造業務内容は、従事する製造業務の内容を具体的に記載してください。

(8) パート・アルバイトの方は、週当たりの勤務日数及び1日当たりの勤務時間を必ず記載してください。

(9) 証明に用いた印が登録してある印鑑かどうか確認するため、印鑑登録証明書を提示していただく場合があります。

※ **例年、従事証明書の不備により受験できない出願者が少なくありません。**受験願書の提出前に、証明事項に誤りがないかを入念に確認してください。

記入例

菓子製造業従事証明書

氏名	愛知 太郎		生年月日	昭和 平成	61年 1月 1日	性別	男 女
住所	一宮市古金町一丁目3番地		施設が愛知県内の場合、第〇-〇〇号の前にある数字及び漢字も記入してください。				
従事施設	名称	〇〇製菓					
	所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番地2号					
菓子製造業許可許可内容	許可保健所	名古屋市中 保健所					
	許可年月日	平成24年 3月 25日					
	許可番号	24指令衛中食 第 1-11号					
雇用形態	1 営業者		2 正社員		③ パート・アルバイト等		
菓子製造業務内容	ケーキの材料調製及び製造						
従事期間	平成27年 4月 1日から			パート・アルバイト等のみ記載			
	平成30年 6月 18日			4日/週			
現在も勤務中の場合は、証明をした日までの期間で計算してください。(注4)			3年 2月		6時間/日		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成30年6月18日

訂正する場合は、必ず証明に使用した印章で訂正印を押印してください。修正液や修正テープの使用は不可。

証明者職を忘れずに記入してください。証明者が個人経営者の場合は、「営業者」と記載してください。

証明者が法人、団体等の場合はその代表者の職印を押印してください。

明者住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 又は団体の名称 〇〇製菓
 明者職・氏名 営業者 山田 一郎
 電話 052-111-1111

明者住所
 又は団体の名称
 証明者職・氏名
 電話

証明者が個人営業者の場合は実印を押印してください。

- (注)
- 1 証明者は原則1名で、受験者が従業員の場合は営業者とする。
 - 2 受験者が営業者の場合は、加入している菓子製造業者により組織されている組合の長とする。ただし、組合に加入していない場合は証明者は2名とし、そのうち1名は同業者（菓子製造業）であること。
 - 3 受験者が営業者の配偶者又は二親等以内の血族の場合も、営業者の場合と同様である。
 - 4 従事期間は証明日当日までの期間を記載すること（従事期間の計算で1か月未満は切り捨て）。